

平成 29 年 4 月 1 日

ゴルフコース利用約款

水上高原ゴルフコース

(約款の適用)

第 1 条 当ゴルフコースを利用されるお客様（以下「利用者」という。）は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、本約款・ゴルフ規則〔JGA（公社）日本ゴルフ協会 制定〕・当ゴルフコース諸規則等に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第 2 条 利用者が、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ所定の受付票に署名いただくことにより、当ゴルフコースは署名者の施設ご利用をお引受けすることになります。

(利用の予約・申込み等)

第 3 条 利用者は、当ゴルフコースが別に定める予約規定などの諸規定を遵守していただきます。

(施設利用の拒絶)

第 4 条 当ゴルフコースは次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
2. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなしたとき、またはなす恐れがあると認められたとき。
3. 利用者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力や、その暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。また、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がある場合。
4. 刺青・タトゥーをした方の浴場の利用。
5. 天災・降雪その他止むを得ない事情によりゴルフコース施設の使用ができないとき。
6. 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
7. ルール・マナーを守らないときや、警告を無視してスロープレーを改めないとき。
8. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフコースを利用されることが好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒絶)

第 5 条 次の場合には、プレーの途中においても利用をお断りすることがあります。

1. 天災・天候その他やむを得ない事情により、施設の利用ができないとき。

2. 前条第3号に該当するとき。
3. 本約款のいずれかの条項に違背し、または好ましくない行為があったとき。

(休場日・開場時間・施設の利用時間)

第6条 当ゴルフコースの休場日・開場時間・および施設利用時間は、当ゴルフコースの定めるところによります。ただし、天災・降雪その他止むを得ない事情によりゴルフコース施設の使用ができない時など臨時的に変更することがあります。

(金銭その他の貴重品の保管)

第7条 金銭その他の貴重品は、貴重品ロッカーへお預けください。貴重品ロッカーをご利用いただいた場合、ご利用時間中はお客様の所有物と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理させていただきます。また、携帯品についても、当ゴルフコースは責任を負いません。

(駐車場の利用)

第8条 当ゴルフコースが提供している駐車場で自動車及び車両内の物品に盗難又は損傷等の事故があっても当ゴルフコースは責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第9条 ロッカーの鍵は各自で保管していただくとし、これの紛失による事故が発生しても当ゴルフ場は責任を負いません。また、ロッカーの鍵は当ゴルフコースではお預かりいたしません。

(宅配便の取扱)

第10条 宅配便によるゴルフクラブ・バック・シューズなどの 受領・保管・発送はお取り次ぎ致しますが、お取り次ぎ中の物品の盗難、紛失損害等の一切の責任は負いません。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条 ゴルフは時に危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナー・一般常識を守り、全て自己の責任により安全を確認したうえでプレーをしていただきます。

1. クラブの素振り、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないこと。また、打者以外のプレーヤーはティーインググラウンドに立ち入らないこと。
2. 打順以外のプレーヤーは、ティーインググラウンド内に立ち入らないこと。
3. 打者は、先行組に打ち込まないように注意すること。打者は自己の飛距離を勘案し先行組に打ち込まないように最善の注意をすること。
4. 後続組に先行させて打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組全員のプレーヤーが打ち終わるまで、安全な場所に待避すること。
5. 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないこと。打者の前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同士によって生じた事故については、プレーヤー同士で解決していただくこととし、当ゴルフコースは一切の責任を負いません。

- 6.隣接ホールへの打込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球すること。尚、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球すること。
- 7.ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進むこと。
- 8.セルフプレーで使用する際、乗用カートの運転は、自動車運転免許証の所持者に限定し、使用上の注意事項を厳守すること。尚、全ての装備品・その他カート本体への損傷があった場合は、修繕費の全額をお客様へ請求させていただきます。また、使用中の事故や怪我について、当ゴルフコースは一切の損害賠償を負いません。
- 9.プレーヤーは常にカートの位置に注意すること。尚、プレーヤーは絶対にカート道路上に立ち止まらないこと。
- 10.プレーヤーは、ディボットに砂を埋め、かつグリーン上のボールマークをホークで修理し元の状態に戻すこと。

(雷が発生した場合)

第 1 2 条 雷が発生した場合は、当ゴルフコースまたはゴルフコース従業員の指示の有無に拘らず、自己の判断で直ちにプレーを中止し、避雷小屋など安全な場所に避難してください。

(火気使用の禁止)

第 1 3 条 コース内やクラブハウス内での火気は、所定の場所以外では禁止します。マッチの燃殻・煙草の吸殻等は必ずよく消して灰皿へお入れください。

(プレー終了後のゴルフ用具の確認)

第 1 4 条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認してください。確認後はクラブの不足・キズ等について当ゴルフコースは責任を負いません。

(損害賠償の責任)

第 1 5 条 利用者の故意または過失により、当ゴルフコースの従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償させていただきます。

(施設内の持込品)

第 1 6 条 当ゴルフ場の施設内には次の物の持込みをお断りいたします。

- 1.ペット等動物
- 2.著しく悪臭を放つもの
- 3.銃砲・刀剣類
- 4.火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのあるもの
- 5.騒音を発するもの

6.その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

(禁止行為)

第17条 施設内で下記の行為はお断りします。

- 1.賭博、その他風紀をみだす行為。
- 2.物品販売、宣伝広告等の行為。
- 3.他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為、及びゴルファーとして不適正な服装。
- 4.利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)。尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフコースは一切損害賠償等の責任を負いません。
- 5.施設の器具・備品等を持ち出す行為。
- 6.写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)。

(お忘れ物の処理)

第18条 当ゴルフコース内でのお忘れ物につきましては、その所有者が判明したときは、当ゴルフコースは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(服装)

第19条 当ゴルフコースを利用される方は、ゴルフにおけるエチケットに則った適正な服装で来場し、プレーをしてください。

(会員証の携帯とその責任)

第20条 グリーンクラブ会員が当ゴルフコースを利用する場合、フロント受付時に会員証のご提示をお願いします。尚、会員証の提示がない場合は、非会員としてお取扱いすることもありますのでご了承ください。

(個人情報の取り扱いについて)

第21条 当ゴルフコースは、予約時点で電話・FAX・eメール等で入手した個人情報、及びプレー当日ご署名いただいたプレーヤーの個人情報は、当ゴルフコースの責に則り安全管理に努めます。また、当ゴルフコースでは、予約の受注・当ゴルフコースからのお知らせや緊急の際ご連絡、その他、業務付帯・関連する事項に対応する目的で、前出の個人情報を使用する場合がございます。

(快適なプレーと安全の確保)

第22条 プレーをなさるお客様は、プレー中のすべての行動に責任をお持ちください。

- 1.ハーフラウンド2時間15分以内を目安としてプレーするように心掛けること。
- 2.当ゴルフコースでは円滑なプレー・危険防止・快適なプレーを目的として、ローカルルールを設けておりますので必ずお守りください。
- 3.アウト・オブ・バーンズ(O・B)の境界は、白杭を以って標示しています。

4. ラテラル・ウォーター・ハザードの境界は、赤杭をもって標示しています。
5. アンダーリペア(修理地)の区域は、青杭又は白線をもって標示しています。
6. 道路・金網・目土箱・支柱及びワイヤーとそれを伴う樹木等は、動かす事の出来ない人工の構築物とします。
7. 前 1～6 項以外は総て JGA〔(公社)日本ゴルフ協会〕規則に則ります。